



資料 1 - 1

(H30.2.27)
規制改革推進会議
第16回投資等WG

FinTechの進展を踏まえた規制のあり方について ～「イノベーションと法」勉強会における議論を踏まえて～

2018年2月27日

長島・大野・常松法律事務所
弁護士 藤原 総一郎

現状分析

- FinTechの進展は、金融分野だけに見られる変化ではなく、社会におけるあらゆる分野において生じている変化の一つにすぎない
- イノベーションによって、従来の法が想定する社会構造・前提とする時代背景が変化
 - イノベーションによる急速な技術革新と試行錯誤の必要性
 - 売れるのは製品ではなくサービス、モノよりもデータが重要に
 - プラットフォーム型ビジネスの発展によるサービスの変容・データの集積
 - 容易に国境を越えるサービスやデータがもたらすグローバルな影響
- これらの変化が金融分野においてFinTechの進展という形で現れていると考えることができる
- このような時代において、法規制のあり方はどうあるべきか？
 - 「イノベーションと法」勉強会提言（別添）を参照

法規制のあり方についての論点－総論

- 縦割りの「業法」からの脱却
 - － プラットフォーム型ビジネスにあわせた機能ごとの規制／立法事実の再確認と横断的視点での整理
- 競争法的オープンアクセス規律の導入
 - － データ保護法制／APIの提供／データポータビリティ
- 規制の柔軟性・予見可能性の確保
 - － 規制サンドボックス／RegTech / マルチステークホルダー・プロセス
- 各国当局間の協調と柔軟な域外適用
 - － 許認可の互換性確保／法の適用と執行の区別

法規制のあり方についての論点－各論（金融規制以外）

- 既存の法体系が妥当していない領域
 - － ライドシェア、民泊、ネット通販等
- 予測可能性に欠け萎縮効果が生じている領域
 - － 無人自動走行、不動産、医療等
- グローバルな規制調和が図られていない領域
 - － 税制・税務行政、本人確認（犯収法）等
- 規制が適切な競争環境を作り出した領域
 - － 宇宙等

金融規制についてはどうか？（いくつかの論点）

- 決済分野（銀行法・資金決済法等）
 - 「為替」の定義を含め、横断的な再整理が必要では？
 - ゲーム内通貨等に関する前払式支払手段の規制の内容や域外適用のあり方は再考を要するのでは？
- 貸金業法
 - 事業性の金融を同様に規律する必要があるのか？「消費者金融業法」等に変更して、事業性の金融については別枠にすべきでは？
- 保険業法
 - 販売商品の修理に限らず、サービスに付随する補償等についても適用範囲を再考し、法令によって明確化すべきでは？